１ページ目　表紙（事業の概要、対象者、ご相談先）

「重度障害者等就労支援特別事業」活用事例集

令和３年９月より新たな就労支援を開始！重度障害がある方の働くを支援します

業務介助、業務外の支援、通勤支援

対象となる方（以下の要件をすべて満たす方）

・重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方

・民間企業で雇用されている方、または自営業の方

・１週間の所定労働時間が１０時間以上の方

・京都市に居住している方

対象者が就労を継続するうえで必要不可欠な支援（喀痰吸引や体位の変換、安全確保のための見守り、移動の介護等）について、本市が必要と認める場合に本事業で支援を行います（重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援に要する費用を助成）。

ご相談先

・本事業全般のご相談

・本事業の支援を受けるための計画についてのご相談

　　京都障害者就業・生活支援センター　 電話：075-702-3725

・本事業の申請先

　　京都市保健福祉局障害保健福祉推進室　電話：075-222-4161

・助成金のご相談・申請先

　　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機関（JEED）京都支部

　　電話：075-951-7481

２ページ目　事業実施の背景

障害者総合支援法に基づくサービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護）については、経済活動（就労）中の支援が認められていないことから、障害のある方の通勤や就労の際に必要となる介助等の支援の在り方が重要な課題となっていました。

　令和２年１０月に、国において、障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下「助成金」という。）の拡充がされるとともに、自治体が必要と認めた場合には、重度訪問介護・同行援護・行動援護と同等の支援を経済活動（就労）中に行うことができる制度が新たに創設されました。

　本市においては、新たな制度を利用し、重度障害がある方等の就労支援を図るため、令和３年９月からの事業開始にいたりました。

令和５年２月末時点で１３名（重度訪問介護の支給決定を受けている方：６名、同行援護の支給決定を受けている方：７名）の方が本事業を利用しながら働いておられます。

　この事例集は、本事業を利用して働くことのイメージを持っていただけるよう、実際に事業を利用し働いている方にインタビューを実施し作成しました。

３ページ目　業務中の支援について　企業に雇用されている方のイメージ図

業務外の支援（トイレや食事の介助、喀痰吸引等）については、本市が必要と認める場合に本事業で支援を行います。

業務上の支援（文書の代読、代筆、機器の操作や入力作業、業務上の外出付添等）については、事業主である企業に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下ジードという。）の助成金を活用していただきます。

４ページ目　業務中の支援について　自営業の方のイメージ図

　自営業者等として働く場合、ジードの助成金の対象とならないため、本事業単独で業務外の支援及び業務上の支援を行います。

５ページ目　通勤支援について

企業等に雇用されている方については、各年度３か月までジードの助成金を活用いただき、各年度４か月目以降を本事業で支援します。

自営業者等については、１か月目から本事業単独で支援を行います。

６ページ目　利用者負担（本事業）について

本事業の利用者負担については、サービス利用に要した費用の１割を負担いただきます。また、世帯の所得により上限を設けています。

（重度訪問介護 ・同行援護・行動援護 と同じ上限額の設定。）

なお、市民税非課税世帯の方の利用負担はありません。以下を御参照ください。

対象と月額負担額カッコ内は上限額

・生活保護受給世帯：利用者負担なし（０円）

・市民税非課税世帯：利用者負担なし（０円）

・市民税課税世帯　所得割１６万円未満：１割負担（９,３００円）

・市民税課税世帯　所得割１６万円以上：１割負担（３７,２００円）

　企業負担（ＪＥＥＤ助成金）について

業務上の支援、各年度３か月間の通勤支援については、雇用する事業主が、サービス提供事業者へ介助を委託し、ジードの助成金を活用して行います。

　助成金の受給には、障害のある方を雇用する事業主がジードに対し、助成金の支給申請手続を行う必要があります。

企業規模によって助成率及び支給限度額は異なりますが、ジードの助成金は事業主に対する助成金となっており、事業主が サービス提供事業者へ支払った介助委託費の一部を助成します。

詳細は、ジードのごあんないパンフレットを御確認ください。

　ごあんないパンフレットはこちらから（デジタルパンフレットへのリンク）

https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/kaijo\_joseikin/judo\_bookR4/#page=1

７ページ目　本事業を利用されている方をご紹介します（自営業者）

Ａさんの状況　視覚障害、同行援護利用

職業：地歌箏曲家

業務内容：箏・三絃の指導・演奏活動

勤務場所　自宅、演奏会場、講座会場

労働時間　月４日程度　※本事業での支援を必要としない労働時間あり。

事業活用以前の状況

ご家族、ボランティア等による支援

事業活用後の状況

本事業を活用した同行援護ヘルパーにより、以下の支援を受けている。

楽譜の読み上げ、演奏会案内状のレイアウトチェック・ラベルシール貼付、送付業務、会場までの同行、ステージまでの動線確認､楽器の運搬補助

８ページ　支援例①　～普段行き慣れていない演奏会会場での支援～

Ａさんの１日のスケジュール

業務内容：9時演奏会会場へ移動

ヘルパーによる介助の内容：自宅に迎えに行き、会場まで同行

業務内容：10時　会場に到着、準備

ヘルパーによる介助の内容：ステージまでの動線確認、楽器の運搬補助、ステージまでの移動サポート（袖で見守り・必要に応じて移動サポート）

業務内容：10時半　リハーサル

ヘルパーによる介助の内容：ステージ出入りの移動サポート

業務内容：13時15分　ステージに移動

ヘルパーによる介助の内容：ステージまでの移動サポート

業務内容：14時　演奏会に出演

ヘルパーによる介助の内容：（袖で見守り・必要に応じて移動サポート）

業務内容：15時半　演奏会終了

ヘルパーによる介助の内容：ステージからの移動サポート

業務内容：16時片付け

ヘルパーによる介助の内容：楽器の運搬補助

業務内容：17時　帰宅

ヘルパーによる介助の内容：帰宅支援

（演奏会の写真）演奏会で移動のサポートを受けるＡさん

９ページ　支援例②～自宅での事務作業等～

楽譜（箏・三絃）を点字にする為の読み上げ作業

演奏会プログラム作成や案内状発送等事務作業、書類作成

（写真）楽譜（琴）を点字化する様子

Ａさんの１日のスケジュール

業務内容：10時　　楽譜作成

ヘルパーによる介助の内容：楽譜の読上げ

業務内容： 11時 演奏会案内発送、事務作業

ヘルパーによる介助の内容：パソコン操作補助、案内状のレイアウトチェック、ラベルシール貼付

業務内容：12時　終業

１０ページ

事業利用のご感想

これまで単独歩行が可能なところでの仕事に限り引き受け、仕事の幅を狭めてきましたが、今後は事業を利用して、学校などでの講習や出張レッスン等も積極的に行いたいです。

発行：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所分庁舎４階

電話：075-222-4161／FAX:075-251-2940

令和５年３月発行